

2024年度 法科大学院

第4期入学試験問題

4時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(短答式・論述式)

試験時間合計 40分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 必ず〔民事訴訟法〕の解答は〔民事訴訟法〕の解答用紙に、〔刑事訴訟法〕の解答は〔刑事訴訟法〕の解答用紙に、記入してください。また、必ず解答用紙の解答欄に一つずつ記入してください。解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 六法等の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいません。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

問1 訴訟代理人に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 懲戒処分によって業務停止処分を受けた弁護士が訴訟代理人として業務停止期間中に行った訴訟行為は、当然に無効である。
2. 弁護士である訴訟代理人が、弁護士法に違反して相手方当事者の協議を受けて賛助し、またはその依頼を承諾した事件について訴訟行為を行った場合には、当該相手方当事者は、遅滞なく異議を述べて、裁判所に対しその訴訟行為の排除を求めることができる。
3. 当事者が弁護士3名を訴訟代理人に選任した場合、全弁護士が共同で訴訟行為をしなければならない。
4. 弁済の受領は訴訟行為ではないから、訴訟代理人は、相手方当事者からの弁済を受領することはできない。

問2 確認の利益に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 売買代金の支払を求めるために、売買契約の成立を確認する訴えには、確認の利益が認められる。
2. 遺言者死亡後に遺言の無効確認を求める訴えは、過去の法律行為の有効性を対象としているので、確認の利益が認められる余地はない。
3. ある財産が遺産に属することの確認を求める訴えについて、確認の利益が認められることはない。
4. 法律関係を証する書面の成立の真否を確定するための確認の訴えには、確認の利益が認められる。

問3 当事者適格に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. XのYを被告とする貸金返還請求訴訟において、Yに金員を貸与したのがXではなくZであることが明らかとなった場合には、Xの訴えは原告適格を欠くものとして却下される。
2. XのYを被告とする筆界（境界）確定の訴えにおいて、Yが筆界に争いのある隣接土地の借借人である場合には、Xの訴えはYが被告適格を欠くものとして却下される。
3. Xが、Zに対する売買代金債権を被保全債権として、ZのYに対する貸金債権を代位行使して、Yを被告として提起した貸金返還請求訴訟において、XのZに対する売買代金債権が存在しないことが明らかとなった場合には、Xの訴えは原告適格を欠くものとして却下される。
4. 株主Xの提起した株式会社の役員解任の訴えにおいて、当該会社と解任対象とされた役員双方ともに被告適格がある。

問4 準備書面に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 準備書面は、記載した事項につき相手方が準備するのに必要な期間において、裁判所に提出するとともに、相手方に対して直接送付（直送）することが義務づけられている。
2. 相手方が口頭弁論期日に出頭した場合には、準備書面に記載のない事項でも陳述することができる。
3. 準備書面で主張されている主要事実は、準備書面が裁判所に提出された場合でも、口頭弁論で陳述されない限り、主張されたものとして判決の基礎とすることができない。
4. 当事者が、裁判長が定めた期間内に提出しなかった準備書面を、口頭弁論期日において陳述することは許されない。

問5 証人尋問に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 裁判所は、公務員の監督官庁の承認を得ることなく、当該公務員を証人として職務上の秘密について尋問することができる。
2. 裁判所は、証人を尋問する場合において、当該証人が正当な理由なく期日に出頭しないときは、これによって生じた訴訟費用の負担を命じ、かつ、過料に処することが可能であるが、当該証人の勾引を命じることはできない。
3. 証人の尋問は、その尋問の申出をした当事者、他の当事者、裁判所の順序で行われ、この尋問の順序が変更されることはない。
4. 証人は、その配偶者が刑事訴追を受けるおそれがある事項について、証言を拒むことができる。

問6 証明責任に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 証明責任は、口頭弁論終結時において、裁判官が証拠を自由に評価してもなお要証事実の存否につき確信を抱くことのできないときにはじめて機能する。
2. 証明責任は、職権探知主義の下では、必要な観念ではない。
3. 証明責任の対象は主要事実であり、間接事実及び補助事実については証明責任を問題にする必要がない。
4. 特定の事実について、当事者の一方がその存在について、相手方がその不存在についてそれぞれ証明責任を負うことはない。

問7 訴訟上の和解に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 訴えの利益を欠く訴訟においても、訴訟上の和解をすることができる。
2. 法令上の訴訟代理人が訴訟上の和解をするには、特別の委任を受けることが必要である。
3. 当事者以外の第三者は、利害関係人として訴訟上の和解に参加することができ、そのために訴訟参加の手続をとる必要はない。
4. 訴訟上の和解は、和解期日のみならず、口頭弁論期日、準備的口頭弁論期日、弁論準備手続期日においてもすることができる。

問8 株主代表訴訟に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 株主代表訴訟を提起した株主は、取締役等に対する責任追及のために、会社の代表者として訴訟を進行する者である。
2. 複数の株主が進行する株主代表訴訟は、通常共同訴訟である。
3. 株主が提起した株主代表訴訟において、他の株主が当該訴訟に参加するときは、共同訴訟参加、独立当事者参加のいずれによることも可能である。
4. 複数の株主が共同して進行する株主代表訴訟において、共同訴訟人である株主の一部の者が上訴をした場合、上訴をしなかった者は、上訴人にならない。

問9 訴訟能力と行為能力の規律の違いとその理由を7行以内で説明しなさい。

[刑事訴訟法]

問1 捜査一般に関する次の記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 捜査とは、捜査機関による証拠収集と犯人確保の活動である。
2. 最高裁判例によれば、捜査とは過去に行われた犯罪に対するものに限られ、将来の犯罪に対しては認められない。
3. 捜査の手段として、強制処分、実力処分、任意処分の3つに分けて検討するのが一般的な見解である。
4. 捜査の原則として、まず強制捜査を行うべきであるとする強制捜査の原則がある。
5. 捜査の端緒とは、刑事訴訟法に規定されるものに限られる。

問2 通信傍受に関する次の記述のうち、適切なものの組合せを一つ選びなさい。

- ア. 通信傍受とは、犯罪の捜査のため、通信の当事者のいずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行う強制の処分をいう。
- イ. 捜査機関が検証許可状によって電話を傍受することを、限定的な条件で許容した最高裁判例が存在する。
- ウ. 刑事訴訟法は、通信傍受については別の法律で定めるところによる旨の条文を設けたが、その後、別の法律は定められていない。
- エ. 通信傍受においては、通信管理者の立会いは許されない。
- オ. 傍受令状が発付される対象犯罪は、特に限定されていない。

1. アイ、
2. アウ、
3. イエ、
4. イオ、
5. ウオ

問3 自動車検問に関する次の記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 自動車検問とは、犯罪の予防・検挙のため、警察官が走行中の自動車を停止させ、自動車を見分し、運転者等に必要な質問をすることをいう。
2. 自動車検問のうち、交通違反の予防・検挙のためのものを交通検問という。
3. 自動車検問のうち、不特定の一般犯罪の予防・検挙のためのものを警戒検問という。
4. 自動車検問のうち、特定の犯罪が発生したため、その犯人を検挙するためのものを緊急配備検問という。
5. 最高裁判例によれば、自動車検問はいずれも警察官職務執行法2条1項を根拠に行うことができる。

問4 捜査の終結に関する次の記述のうち、適切でないものの組合せを一つ選びなさい。

- ア. 司法警察員は、捜査をしたときは、原則として、速やかに検察官に事件を送致しなければならず、これを全件送致主義という。
- イ. 被疑者が逮捕された場合は、司法警察員は検察官に対する送致を行わなくてもよく、これは全件送致主義の例外である。
- ウ. 検察官が指定した一定の軽微事件については、司法警察員は検察官に対する送致を行わなくてもよく、これを微罪処分といい、全件送致主義の例外である。
- エ. 少年事件については、検察官が家庭裁判所の処分に委ねるべきと思料した場合に家庭裁判所に送致される。
- オ. 公訴提起後も、捜査が許される場合がある。

1. アイ、 2. イウ、 3. イエ、 4. ウエ、 5. エオ

問5 訴訟条件に関する次の記述につき、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1. 管轄とは、法律に従って刑事裁判権を各裁判所に分配することをいい、第1審の管轄として事物管轄と土地管轄がある。
- 2. 裁判権は原則として日本国内の日本国民及び外国人のすべてに及ぶが、天皇等一定の者については及ばない。
- 3. 公訴の提起の手續がその規定に違反して無効な場合、判決によって公訴が棄却される。
- 4. 同一事件で確定判決を経たときは、決定によって公訴が棄却される。
- 5. 公訴時効が完成したときは、判決で免訴とされる。

問6 保釈に関する次の記述のうち、適切でないものの組合せを一つ選びなさい。

- ア. 保釈には、権利保釈、裁量保釈と義務的保釈の3種がある。
- イ. 権利保釈が認められない場合には、裁量保釈が許されることはない。
- ウ. 保釈について決定する場合は、事前に検察官の意見を聴かなければならない。
- エ. 保釈を許可する場合には、被告人の住居を制限するなどの条件を付することができる。
- オ. 被告人が貧困である場合には、保証金額を定めずに保釈を許可することが許される。

1. アイ、 2. アエ、 3. イオ、 4. ウエ、 5. エオ

問7 違法収集証拠排除法則に関する記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 排除の根拠として、適正手続の保障、司法の廉潔性、違法捜査の抑止が挙げられている。
2. 最高裁判例は、同法則を適用して排除するか否かにつき、犯罪の重大性や証拠の重要性などの諸利益も考慮していると解されている。
3. 違法収集証拠につき被告人・弁護人が同意意見を述べた場合に、証拠能力を認めるか否かについては見解が分かれている。
4. 第三者に対する違法捜査を理由に、証拠排除を申し立てることができるか否かについては見解が分かれている。
5. 証拠排除がなされるのは、違法とされた収集手続によって直接取得された証拠に限られ、その後の収集手続によって取得された証拠について証拠排除される余地はない。

問8 伝聞法則に関する次の記述のうち、適切でないものの組合せを一つ選びなさい。

- ア. 同一の供述であっても、立証趣旨によって伝聞証拠となる場合と非伝聞証拠となる場合があり得る。
- イ. 発言の存在自体が間接事実となる場合、当該供述は非伝聞証拠である。
- ウ. 刑事訴訟法は、伝聞証拠であっても、証拠を用いる必要性和信用性の情況的保障の観点から、一定の場合に証拠能力を認める伝聞例外の規定を置いている。
- エ. 検察官の面前における被告人以外の者の供述録取書については、原供述者の供述不能、必要不可欠性、絶対的特信情況という要件のすべてを満たした場合に、伝聞例外として証拠能力が認められる。
- オ. 戸籍謄本などの公務員が作成する文書については、当該公務員が公判廷で作成の真正を供述したとき、伝聞例外として証拠能力が認められる。

1. ア イ、 2. ア オ、 3. イ エ、 4. ウ オ、 5. エ オ

問9 おとり捜査とはどのような捜査であるか説明し、それが適法とされる要件につき、7行以内で説明しなさい。